

介護保険でできる住宅改修



要介護者等が「自宅に手すりを取付ける」「段差の解消」など自宅のバリアフリーのための住宅改修を行おうとするとき、介護保険を利用すれば、最大18万円の支給を受けられることはご存じですか。

支給申請の際によくある質問は、下記Q&Aのとおりです。その他ご不明点がありましたら、高齢福祉室(072-727-9500)にお問い合わせください。

介護保険の住宅改修 Q&A

Q1. すでに着工していても申請できますか？

A

すでに着工している場合、申請することはできません。
必ず事前申請が必要です。
事前申請を行い、確認通知が届いてから着工してください。

Q2. どんな改修工事にも介護保険を使えますか？

A

介護保険で定められている工事のみに利用できます。
全ての改修工事に利用できるわけではありません。
単なるリフォームや老朽部分の修復を目的とした工事には
介護保険は利用できません。

Q3. 介護保険で改修費用を全額まかなえますか？

A

利用者の所得に応じて1~3割の自己負担が発生します。
また、支給される額は18万円以下(所得によっては14万円以下)になります。
施工業者により改修費用が異なるため、複数の業者から見積りを取り、比較することをおすすめします。

裏面で、実際の手続きの流れについて紹介します

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

TEL:072-727-9500

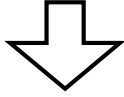
市民部 介護・医療・年金室

TEL:072-724-6860

介護保険での住宅の改修の流れ

①住宅改修の相談

まずは、担当ケアマネジャーか
高齢者くらしサポートにご相談ください

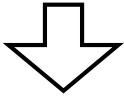


- ②改修箇所の検討
- ③施工業者の選定
- ④見積り依頼

【提出書類】

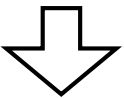
- ・申請書、見積書、平面図
- ・改修前の写真
- ・住宅所有者の承諾書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・本人確認書類

⑤事前申請



【市役所】

- ・工事の必要性・内容・価格等を審査
- ・確認通知の送付



- ⑥工事の施行、完了
- ⑦工事費用の支払い

《ご注意!》

市役所からの確認通知が届いてから工事を始めてください



⑧事後申請

【提出書類】

- ・完了届、領収書(原本)
- ・改修後の写真、請求書
- ・本人確認書類



【市役所】

- ・工事完了の確認、申請書類の審査
- ・支給決定の送付

⑨住宅改修費の支給